

「臨時の税務書類の作成等の許可申請の審査基準及び標準処理期間  
の公表手続について」の一部改正について（法令解釈通達）

（趣旨）

本通達は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 号）の施行等に伴い、  
既往の取扱いを整備するものです。

（意見公募手続に付さなかった旨及びその理由）

本件は、税理士法の改正に伴い、その施行に関し当然必要とされる規定の整理のために  
関係通達を改正するものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当することから、意  
見公募手続を実施しませんでした。